

関西労災職業病No.51

関西労働者安全センター

1978.7.30発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

目次

主張	1
定期報告未提出者への 休業補償差し止め攻撃をはねかえそう!	
被災労働者の声	2
職場の仲間になんかかってほしい被災者の悩み・苦しみ	
前線から (ニュース)	3→9
健診部だより	9
ただいま健診部満0.3才	
関西研究者交流会第9回例会報告	10
騒音性難聴 —問題の多い現行認定基準—	
◆ フィールド合宿事務局より	11
転期を迎えたフィールド合宿 —フィールドの成果をいかに生かすのか—	
各地の闘いから	12→14
一周年を迎えた広島労災職業病研究会	

●6月の新聞記事から/⑭ ●6月分会計報告/裏表紙

A



定期報告未提出者への

休業補償差し止め攻撃を

はねかえそう！

見切り発車の

373通達

7月4日、労働省は労災

保険法改悪に伴う一月の「定期報告」について、その未提出者に対して、休業補償の一時差し止めを行うよう全国通達を出した。へ「基発オ373号」我々はこのような暴挙を決して許さず、反撃の斗いに立ち上らねばならない。

改悪法のねらいは一口でいえば、労災長期被災者の整理であり、具体的には新設の傷病年金への切替、もしくは治癒、症状固定による補償打ち切りがその内容である。労働省の「一年半以上休業する被災者は全て年金へ」という当初の思惑は被災者をはじめとする労働者の反撃で、すぐには実現できなくなり、とりわけ闘う組織に対しては大中后

謀歩を余儀なくされたが、その反面、オ一回目の「届書」提出者のうち、全国で15%の補償打ち切り、それを上まわる年金移行と、二人に一人が整理されたのである。

敵の意図を

見抜いて対応を

労働省は当初の思惑を決して捨ててはいない。労働者が現在、休業補償の差し止めといういわば最後の手段を使つて、「定期報告」を被災者からとり戻さようとしているのは、はつきりとその意図を示すものである。短期的には「年金移行も補償打ち切りもない」と闘う組織、被災者とは妥協しながら、全国的に「届書」「定期報告」がスムーズに提出されるような下地をまず整備し、斗いの弱い部分から隊々に年金移行と打ち切りの

はばを拡大していき、闘う被災者を孤立させるというのが敵の戦略である。

闘う被災者を

孤立させるな！

我々は、この敵の戦略を正しく見抜き、「届書」「定期報告」に正しく対応しなればならない。

現在、全国で約300人の被災者が、差し止めの桐喝に屈することなく、「定期報告」の提出を拒否し抜いている。短期的に「打ち切りも年金もない」という分断策にまどわされることなく、闘いを続けていくこれら被災者に全面支援をする必要がある。斗いは全国で始まっている。徹底した闘いのみが今後の道を切り開いていくことを我々はここで再度確認せねばならない。

被 災 勞 働 者 の 声

職場の仲間にかたがてほしい 被災者の悩み・苦しみ

私は大阪のある沿岸荷役会社へ昭和44年に入社しました。その当時は身体も誰にも負けないくらい丈夫でした。48年頃より少しずつ身体具合が悪くなってきた様です。

51年、南大阪労働者診療所の先生に検査をして頂いた結果、職業病との診断でした。私の加入している組合では早速大阪労基局へ被災申請をして頂きました。昭和52年2月、労災認定通知がきて、その後休業してあります。休業1年半が経ってきいていますが、私は休業中は会社・組合の方へは1週間に1、2度出向かっ
ておりますが、最近では会社・組合の方も被災者には冷たく感じ、悩みつづけております。

ております。

各職場に出た被災者さんと同じ事だと思えますが、好きで病気になったのでは
ありません。一日も早く職場復帰、又、社会復帰のため自分でできるかぎりのリハビリの運動もやりながら、この職場でもう一度帰って働きたい気持は十分有るけれど、気持ちよく会社・組合が迎えてくれるのかどうか不安でなりません。もしも元の職場へ帰れず、他の会社へ就職するにしてもこの様な半病弱者はどこに行っても再就職はむずかしいのでしよう。病気に苦しみ、就職に悩み、本当に困ったものです。こうした不安のない様な社会になってほしいと望んでいます。

どうか各職場の皆さん方は私達の様な苦しみ、悩みのない明るい職場で健康に害のない様働いて下さい。被災者の中ではこの様な方々がたくさんおられる様です。此の様な人達を再度出さないようにしてほしいものです。

企業は自分勝手に病気になった様に思っている様だけれど、決してそうではありません。私達は企業の不適切な業務により被災を受けてしまっただけから明らかにしてもらうつもりである。私達被災者も家族も居るが、こんな身体では再雇用しても
らえないだろう。
組合員の皆さんも私達被災を受けた者の苦しみ、悩みを理解してほしいと思えます。私達被災者も一日も早い社会復帰に向かってがんばっています。

前線から

愛知

トヨタ自工で腰痛認定

抵抗する労基署を正面突破

●愛知労災職業病連絡会●

7月29日、愛知県岡崎労基署は、トヨタ自工労働者である石山義政氏の腰痛症（腰椎々間板ヘルニア）につき労災認定を行つた。

愛知では今年初のフォークリフト運転手西田善蔵氏の頸肩腕症を地域の労働者の只斗で勝ちとつたことを契機として、トヨタ自工戦線なびを中心として愛知労災職業病連絡会が結成され、その後、

脳卒中の労災認定など成果を蓄積してきたが、今回の石山氏の腰痛斗争は愛知の運動にとつては心臓部ともいえるトヨタ自工内部の労働者の問題をめぐる闘いであつただけに、連絡会としても重要な闘いと位置け、最大の準備を進めてきていたものである。

石山氏の腰痛を致命的に悪化させたのは自動車組立ラインの作業である。職場では同じような症状を訴える人は多いにもかかわらず、職制ににらまされる労災を主張したりすれ

ば後でひどい目にあうということが多いのが辛抱し、あきらめていた状況がある。今回の認定斗争も職場におけるこのような攻防の真只中であり、なゆれたものであり、その意味でも斗えば権利は獲得できるのだということを多くの労働者に示したことで大き

香川

不服審査結着へ

参与学習会で最後の意思一致

7月24日、山下小七氏の脳卒中死七の不服審査の最終参与会を26日に控え、香川県評に

おいて総評側参与と交えた学習会が行われ、大阪からは労働者診療所医師、関西労働者安

全センター常任事務局が参加した。

昨年未来の度重なる香川労基局交渉の積み上げの中で、大勢として、大内労基署の業務

外認定の取消し、業務上認定の線は確保されているが、香川では脳卒中労災への取組みは初めてであることもあ

つて、勝利をより確実なものにするために、最後の意志一致をほかるために行なわれたものである。

学習会の中では、労基局側の事実調査のズサンさ、従来の不服審査における参与会の軽視などの問題が出され

たが、これららの問題を含め、26日の参与会では、山下Aの労災認定

に向けて積極的に働きかけていくことが確認された。

南大阪

安全に名を借りた組合への介入を粉碎

●全金大阪亜鉛支部●

会社を挙げて安全問題に取り組み、災害撲滅の為にどうすべきかを真剣に討議されてきた。今、企業を取りまく情勢が極めて重要な時務を迎える局面に、労働者一人の災害は企業にとつては大きくマ

に検討もされ、労使で確認もされて来た事が、安全教育の一回目の最初から我々の意図する方向と逆の方向に走り出した。

この糾弾の中でも、一管理職が私感を入りて発言したと弁明しているが、依然として会社総体が何らかの形で腹の底で思っている、こそ発言されたものと

イナスになることも合わせて、すべて初めに

それは、組織を代表する者の席はなく、その上、教育に対する発言は一切するな、ただ聞いておればよいのだ、

参加させてやるだけだから勝手な事は一切許さぬといった発言に対して、組織を代表する者が発言を止められて

かえり、初歩的なことからお互いの検討すべきことをやろう、という

で、我々は安全を第一という目標をかかげて労使で協議する中でメンバの作成をやり、事前に打合わせをやる中での了解した、

協力ができるか。又、会社側の発言は正に我々組織を敵対視し、すきあらば高姿勢

だが、これだけ真剣

し、すきあらば高姿勢

とを忘れて粉砕した安全教育問題について結論が出たので、今後は

だが、これだけ真剣

し、すきあらば高姿勢

とを忘れて粉砕した安全教育問題について結論が出たので、今後は

北 摂

職場での闘いこそ重要

南大生協支部で労災学習会

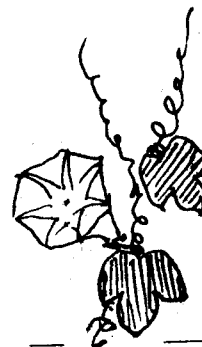
撲滅の為の安全教育の
実施に一体となって協
力することとなった。
又、問題点があれば指
摘することも確認して
いる。

全国一般合同労組
大生協支部は、組合結
成時より3年間にわた
って労災・職業病斗争
への取り組みを行って
きた。
その間に3名の労災
認定を取るなど一定の
前進をしてきたものの
被災労働者の孤立を生
み出すなど、困難をも
経験した。そしてこ
の際、労災斗争の原因を
再度見つめなおす意味
で、「北摂労闘対」の
森村氏に講演と、三池

斗争の映画を組合員・
非組合員含め100名
(労使共催)で行った。
三池斗争のしたたか
な労働者のエネルギー
に感動をうけたのちに
森村氏の講演を行な
てもらった。
森村氏は自身自身の職
場の取りくみの中から
"たれども働ける職場
が一番である"と強調
され、労災・職業病の
本質とは何か、そして
労災斗争の進め方、労
災認定のし方、さいち

に注意を喚起された。
特に職場での理解が重
要であること、さらに
労災を発生させない斗
争の必要性(原因除去
の斗いへの取り組み)の
予防の対策(斗い)の
重要性を加えて、定期
検診による早期発見な
ど、ついマンネリ化す
る取りくみに対する注
意を呼びかけた。

この講演をうけて、
南大生協支部では、更
に組合員の健康の更
をさらにくわしく把握
するため、8月下旬
より全員の特別健診を
予定し、それへの取り
組みを行なっている。



南大 阪

解雇寸前に認定かちとる 脳血栓労災認定の枠広げる

7月14日、阿部野原
基署は、栗本鉄工加買
屋工場の労働者である
広畑氏の脳卒中(脳血
栓)について労災認定
を行った。本人・家族

及び主治医である阪南
中央病院の医師の「本
人の脳血栓発作は栗本
鉄工加買屋工場での劣
悪な労働条件・重労働
以外に原因は考えられ

南大阪

進む支部安全委の活動体制

●全港湾大阪支部安全委員会●

7月13、14日の両日、員会は淡路島において安全委員会会議を開催

ないしという主張が全面的に認められたものである。6月2日の申請以来6月28日の休職切れ解雇・健保資格喪失という状況を、地域の労組被災者同盟をも含めた力で一つ一つはね返してきた結果としての労災認定であるだけにその意義にも大きいものがある。更に、こゝまで、脳血栓症については、医学的因果関係がはっきりしないという理由で、認められに

くかったが、それを正面からくつがえし、社会通念として、脳血栓と重労働の間に因果関係を認めさせたことも大きな成果である。広畑氏は現在、職場復帰をめざして斗病中であるが、労災法上も症状固定・年金化などそれを阻む要因も多く、本当の意味での斗いはこゝからであるとも言えるが、労災認定に結果された力でこれらの困難をはね返していかねばならぬだろう。

東大阪

米かつぎで頸肩腕の労災認定

●全港湾大阪支部米穀運送分会●

6月23日、東大阪労基署は全港湾大阪支部米穀運送分会の島氏の頸肩腕症につき労災認定を行った。米運分会では一昨年来の腰痛斗争に続いて、米かつぎをする労働者の首・肩のいたみについて労災を認めさせる斗いを進めてきていた。八尾管

し、今年に入ってから運動の中間的な総括と、今後の活動体制についての討論を行った。会費には約20人の安全委員が参加した。支部統合と安全委員編で体制を整えつつある。今年に入ってから安全委員半年にわたる活動の積重ねの中、大きく前進する基盤を徐々に確固としたものにしていく。

7月20日 住友電工 局も 連続した労基署
 労働者有志 住友差別 交渉 局交渉 大阪府
 賃金斗争を支接する会 交渉 更には国会と
 などを中心にして 昨年来 労働者側の粘り強い攻
 向題となつていゝる一 勢の前に 遂には逃げ
 日15分の未 切れなく
 払賃金に 示してあり
 関して大 勝利に向け
 阪労基局と 大きな前進
 交渉を行つ といえる。
 た。

大阪労基が初めて見解 就業前後の15分間

住友電工未払賃金斗争

西大阪

は最終的な 判断を保留
 しながらも 向題になつ
 ている15分 間が労働時
 間でないこ
 否定しき此
 ないので、
 何らかの行政指導が必
 要であるといふ見解を
 初めて明らかにした。
 住友資本の圧力で、こ
 此まで何とか逃げさう
 うとしてきた大阪労基

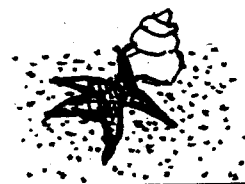
労基局側
 は8月初旬
 に最終的な
 結論を出す
 ことを約束
 してきてい
 るが、通り
 一片の無内
 容な行政指
 導に終らせ
 ることなく、攻勢を更
 に強化することによつ
 て「労基法違反」の事
 実を認めさせ、完全勝
 利への斗いは正に正念
 場を迎えている。

南大阪

実った家族組合の粘り 名村分会の雲見さん認定に

今年の2月以來、半
 年近くにわたつて斗ね
 此てきた、全港湾建設
 支部名村分会の雲見氏
 の脳血栓症について、
 両倍野労基署は7月27
 日、ついに労災認定を
 行つた。この間、雲見
 氏の奥さんをはじめ
 組合員の粘り強い応援
 と支えがあつたことが
 労災認定をかりとつた
 最大の源動力であつた
 ことを何度も確認して
 おかぬばならない。
 名村分会は現在、名
 村造船、及びその下請
 である青戸工業に対し
 て、青戸の不当な解散
 組合つぶしをはね返す
 べく斗いを続けている

が、雲見氏の労災認定
 によつて、直接的には
 労基法19条の解雇制限
 の向題が生じること
 なるなど、青戸工業及
 び元請である名村造船
 の責任追及の足がかり
 の一つができたことに
 なり、大きな成果であ
 るといえる。雲見氏の
 社会復帰、取場復帰の
 道はまだまだ遠いこと
 は事実だが、今後、家
 族を含め組合の力がそ
 れを実現するに違いな
 いし、尊厳が期待され
 ている。



労災休業中の 解雇は無効だ

全港湾建設支部東海分会

7月5日 全港湾建設支部東海分会は組
員高野進氏の腰痛、及び、左肩関節痛に
ついて、労災の再発申
請を行った。高野氏は
昨年4月以来労災補
償を受けていたが、今
年の4月14日、症状固
定、障害2級の認定を
受けていた。しかし、
その後、軽作業のはずの
仕事が多量にこなす間
に、再び通院、休業を
強いられたわけである
昨年9日に組合結
成以来、会社は2名の
組合員に対し、弾圧を
加え続けていたが、症
状固定の診断が出た4
月14日から丁度一か月

を經過した5月16日、
団交の席で高野氏に対
し、解雇をいよいよし
てくるという、同列な
手続を踏んで攻撃に出
てきている。しかし、
取場復帰によつて症状
が再発し、4月27日か
ら事実上休業の状況に
入っていること、この
再発が認められれば、
労基法違反となるので
ある。現在、解雇の不
当性を主張して、地労
委算での闘いが続けら
れているが、解雇を徹
回させ、取場にもどつ
て組合活動を続けてい
くためのにも、この再発
認定を勝ちとらねばな
らない。

7月10日
東京労災法
改悪阻止実
神奈川労災
職業病セン
ター、関西
労働者安全
センター、
大阪府被災
労働者同盟
京都府神ト
ラック労組
の代表5人
は、労働省
を訪れ、労
災管理課長
橋佐、及び
労災補償課
長と交渉を
もち、労災
保険法改悪
に伴う「定
期報告」のとり扱いに
ついて、労働省の被災
者無視の強硬なやり方
について抗議を申し入
れた。

被災者無視の強硬手段に抗議 7/10 労働者交渉



「定期報告」を提出

させるために労働省が
使っている「休業補償
の一時差止」という措
喝についても、その法
的根拠のあいまいさ、
差止めの前提条件であ
る定期報告のとり扱い
の全国的な不均等性な
どを指摘して、その撤
回を求めたが、労働省
側は「法律だから」と
規則だから」というの
みで居直りを続け、最
後には、7月4日付で
全国通達（基発373
号）を出し、定期報告
未提出者に対し、7月
1日以降の休業補償の
一時差止を指示したこ
とを自ら明らかにした。
交渉団はこのような如
きは絶対許すわけに
はいかない、徹底して
闘うことを宣言して席
を立つた。



南大阪

増築の具体計画決定

中之回総会は10/28に

●南大阪労働者診療所運営委員会●

7月14日、定例より一週尚早く幹事会が南
 大阪、主に診療所増築
 の問題と、運営委員会
 について討議が行われ
 た。増築については最

7月14日、定例より
 最終的な設計計画が示さ
 れ、隣接地20坪に鉄筋
 4階建を建設することに
 なり、主に針灸治療
 室の拡大へ現在4床の
 ベッド数を10床に増や

す」と待合室の拡大(現
 在の約2倍)、健診部
 室・会議室の確保等が
 実現することになった。
 そしてこの増築を期
 に運営委員会の拡大強
 化をはかるため、運営
 委員の会員を7のり、一
 層、取場と地域の命と
 健康を守る闘いを前進
 させることの必要性が
 確認された。

又、運営委員会は10
 月28日(主)に開催するこ
 とが決定され、去年は
 少し準備不足の感があ
 ったため、今年は十分
 な準備活動を行い、地
 域の多くの人に参加を
 呼びかけることが決定
 された。

健診部だより

ただいま健診部

満0.3才

要請に応えきれぬ健診部に

5月から始めた健康
 診断の活動も、はや3
 か月が経過しました。
 これまでに、協賛輸送
 (全港湾大阪支部協賛
 分会)、北大阪菱光コ
 ンクリート(全港湾大
 阪支部生コン分会北大
 阪菱光班)、日本映画
 新社と三つの健康診断
 を行いました。

協賛輸送の場合は、
 健康診断の前に一度、
 終わった後に一度、全港
 湾大阪支部中央委員会

の絶大な協力をいただき
 き、自分たちの健康
 は自分で守ろうという
 テーマで学習会を行
 いました。

北大阪菱光コンクリ
 ートでは、生コン分会
 長の久保田氏に協力を
 いただき、飲料水(井
 戸水)の検査等、取場
 環境に目を向けた健診
 活動を行っております。

また全港湾大阪支部
 福岡分会をはじめ、争
 議中の各労組にも、関

西労労者針灸学習会東
 行委員会等の御協力を
 いただき、健康の面か
 らバックアップし、
 心おきなく闘っていこ
 うと思っております。前
 記以外にも、多くの健
 診要請があります。が、
 受け入れ体制を一層
 整備して、ガンバって
 やつていきたいと思っ
 ます。



騒音性難聴

問題の多い 現行認定基準

去る7月8日に、オ9回交流会が行なわれました。今回からは各職業病の認定基準の見直しを行なっているという事です。騒音性難聴について討論しました。

騒音の影響は 難聴だけではない

まず、認定基準（昭和28年12月11日、基オワ48号）の1番の向題点として、治療が認められていないことが指摘されました。このため、たとえ労災に認定されても、勤めている向はあまりのろと言っているのと同じです。

さらに、退職した後、初めて障害保障として年金が得ます

が、これは1000Hzと2000Hzの聴力損失がもっとも重要視されています。これは、日常会話への影響という意味ですが、日常会話への影響がない段階で予防していくことを考えたと初期症状である4000Hzの聴力損失をもっと重視することが必要ではないかという意見が出されました。

又、騒音の種類も限定されており、高音域に主勢力を有する騒音であることが条件となっています。しかし、現実としては、中音域が主勢力であっても難聴となることがわかっています。

更に、騒音の影響は、難聴だけでなく、耳鳴やいらいらなど自律神経失調症も大きな向題です。

あり、この点も認めさせていくことが必要だという意見が出されました。

「粉じん則」の反動性を アピールしよう

最後に、「粉じん障害予防規則」と新しいじん肺法の向題点が出されました。つまり、今年改正されたじん肺法は、粉じんの種類を鉱物性以外も含んでいくにもかかわらず、「粉じん障害予防規則」では鉱物性に限定していることなど、後退が見られることです。又、じん肺の検査項目として追加された動脈血の酸素分圧の測定は向題が多いことが言えます。つまり、今までの検査で管理4になつたじん肺患者がこの検査の追加により3割しか管理4とならなくなってしまうことです。

これらの向題については、交流会でまとめ、広くアピールしていこうということで、交流会を終えました。

ワールド合宿事務局より

転期を迎えたワールド合宿

ワールドの成果をいかに生かすのか……

7月19日から23日までの間、オ5回南大阪労働ワールド合宿を全国からの学生の参加で行った。40名程度が9つの班に分かれて、争議中の労組を中心として訪問し、今回は労組へ泊まり込んでの交流も行った。そして、中北弁護士、全港湾大阪支部の登氏、三里塚野獣病院の盛史生、岩井会の方々の講演会も行ない、討論も活発なものとなった。とりわけ、2日間の労組訪問を終えてのちの討論は非常に活発なものとなり、労働現場の実態と、その斗いに自分が何をきてきたのかと、自分の日頃行なっている活動や学向にひきよせての発言が相次いだ。

また、1、2日に在学中の学生は、これからやっといこうとする学向を含めた活動に対する1つの方向性が得られたといえるであろう。しかし、もう一回を数えているワールド合宿に様々な問題が出てきているのも現実である。当然のことながら、毎年参加する学生が替わっていくことによる、継続性のなさがあげらる。参加した学生がどのようになっているのか、また、生かしているのかを、ワウにはめるといふのではなく、明らかにしていく必要があるだろう。実行委はそうしたことを

実行すると同時に、今後のワールドをどうしてやるのかという方向性を少しでも出してやきたいと考えている。

最後に、2日間の世話にたった労組の方々、とりわけ期間中全員の合宿場所を提供して下さいましたヨネミヤ労組の方々、また講演者の方々に深く感謝し、今後の御批判と御協力をよろしく願います。

パンフ紹介

労災職業病を闘う

神奈川大集会

報告集

定価 500円

(送料は別)

★関西安全センターで
取扱い中

各地の 闘いから

一周年を迎えた

広島労災職業病研究会

宇土 博

当初、スーパードクターのチエツカールの頸肩腕障害の健診の依頼を受け、その健診・治療の場として職業病相談窓口が発せして現在まですでに三年を経過している。そうした中で、他の職域の労働者の受診者が増えてき、具体的な労働斗争の芽が準備されてきた為、地域に於ける労働者職業病の学習と交流の場として診療所の相談活動という制約を抜け出して、より組織的な活動を切り拓いていくことを目的として昨年6月、広島労災職業病研究会を結成し、現在1周年を迎えています。

出発に際して、広島の地に於ける闘いが、こゝまで個別の労働組合により散発的にとり組ま

れていたが、共同の闘いとして取り組まれてきた経験が皆無であり、地域に於ける闘いそのものが未成熟であることから多くの混乱があったが、労働者の利益を第一に考える活動者の熱意により、少しずつ克服され、研究会の活動が定着してきたと考えます。一年間の活動の中心は地域における闘いが未成熟であることから、労災職業病の基礎的な学習と情宣が柱であり、基盤作りにより精力を注いできたと言えます。

総括と次の課題

現在、一年間の活動の総括と

次の課題を明らかにしてゆくことが迫られており、いくつかの課題の整理と解決を要する段階です。

以下、列記しますと次の様な点にはると思われれます。

① 診療所活動の関係であるが、相談・治療活動は、医療技術者と個々の労働者の対応の中に問題を解消する傾向が依然として根強いということであり、労災認定の問題にとどまる傾向が強く、どれだけ組織的対応の中に解決を見い出して行けるかという点が重要な課題と考えていること

② 現状の研究会活動が医療技術者の側からの提起が中心となっており、労働者がその中心として十分に登場していないという点があり、運動の交流の場として十分機能していないということがあり、点検強化していくことが必要である。

③ 活動の組織を持たない未組織労働者への援助をどの様な形で形成してゆくかという点は未解決であるということである。個別のケースについては対応してきたが、今後さらに組織的活動の形態が波及されるべきと考える。

④ 認定斗争から現場での闘いへの発展が共通の課題であると考えるが、系統的な闘いへと経験の蓄積がより重要であると考える。

以上、思いつくままに記したが、研究会自身ほんの出発点にあるということであり、各地の闘いの成果を点検し、学びながら次の展望を切り拓いてゆきたいと考える。

取り組んだ課題について

これまで研究会の中で取り組

まれた課題について紹介し稿を終えたいと考える。

理研労組の闘い…… 認定斗争↓ 労務条件改善の闘い

中規模のコピー産業であるが同族会社であり、過酷な労働者管理が貫かれており、この様な労働条件・労務管理の中で少数派労働組合として果敢な闘いが組まれています。

トレーサーの女子労働者の頸肩腕障害の損害賠償訴訟が昨年より斗われていますが、本人はすでに認定を受けており、会社の意らつた労務管理・労働条件の暴露を通じて裁判斗争が現在進められています。

現在、被災労働者のリハビリ勤務の意見書を会社に提出し、交渉がもたれています。一年以上に渡ってリハビリ就労を拒否しています。

更に今年6月、組合員の頸肩

腕障害の予防のための休憩時間の実力行使に対して、賃金カットの攻撃がかけられました。職場の労働者の団結と闘いの中で処分の撤回を勝ちとっており労働条件改善の成果がとられております。その意味で、認定斗争↓労働条件改善の闘いのケースとして、その成果は高く評価されています。今後の闘いの教訓として生かしてゆくことが必要と考えます。

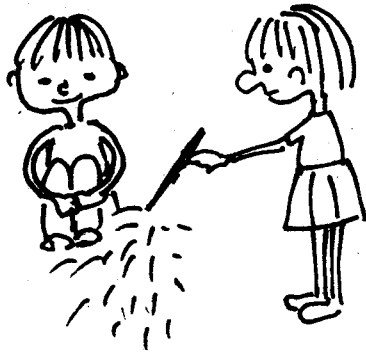
養護教諭の 頸腕認定斗争…… リハビリ勤務保障が課題

広島において、とても「完備」されているとされている養護施設で現在、頸肩腕障害・腰痛症・膝関節症が発病し、その認定斗争が斗われています。

「障害児教育」が国の政策の中で教育労働者への過重な労働を強いられていることは健康被害の中で教育そのものが保障さ

れていないこととして周知のこ
とですが、同一学校の教育労働
者の3割が腰痛に苦しんでいる
現状にあり、現在の主任制への
斗いを抱えながらも組合の存立
意義が向われていく課題として、
職業病委員会が組合に設けられ
現在、学校長に認定申請の県へ
の提出を確保させる所まで交渉
が進んでいます。

総定員法の枠内で闘うという
ことで今後のリハビリ勤務の保
障が課題となつていますが、広
島でははじめてのケースという
ことで注目されています。



6月の新聞記事から

6月2日

昨年6月、大正までの柳井建設作業員宿舎の火事
で12人の焼死者を出した事故について、「安全管
理を怠った」として社長を書類送検

6月4日

産業衛生学会の交代勤務委員会で、「交代勤務者の
健康状態は通常勤務者に比べ不健康な状態にある」
という報告をまとめ、近く労働者に勧告の形で提
出する。

6月7日

電々公社職員(女僕手)が天満労基署に頸肩腰痛
害の職業病認定を申し立て

6月10日

山野鉱業が又爆発事故(40年6月)の遺族ら176
家族、681人が山野鉱と三井鉱山(親会社)を相
手として1家族あたり3300万、総額57億の損害
賠償請求訴訟を福岡地裁飯塚支部に起こした。

6月23日

去る3月26日に列車内で行きずりの男に刺殺され
た人の遺族に対し労災遺族年金と葬祭料給付の決
定を下松(山口県)労基署は6月22日下した。

6月27日

山野鉱遺族14家族53人が2次提訴

6月29日

大阪南港でクレーンのアームが倒れる人下敷、
重傷。クレーンの点検の怠慢が事故の原因

残念なことに書きゆけない程の事故が全国で起つています。特に土木
工事現場での労災多発。使い捨てを許さない闘いを!

6月分会計報告

収入

会費	226200
機関誌	72020
カンパ	768580 ①
資料	1540
パンフ	900 (+)

1069240

6月分収支 + 547763

先月からの
繰り越し (+)

1485127 //

斗争勝利の
記念カンパは
別会計(積貯) (-)

1075127

(積立金の合計は
6月末日現在) 610000円)

支出

事務費	186524 ②
機関誌	35700 ③
活動費	74563 ④
郵送費	14690
人件費	210000 (+) ⑤

521477

(註)

- ① 阿部さん裁判勝利カンパ
朝日金属支部(遺族会)記念勝利カンパ
大平支部()
協賛講師料、夏期カンパ
定期カンパ等
- ② 5.6月分 電気、ガス代
" 部屋代、共益、水道代
更紗10x コピー機 月賦9万
(残金545)
- ③ 48号印刷代
- ④ 6月分社保料、岩井会(水野A)香費
常任交通費 1200
- ⑤ 6月分人件費 (3人分)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28